

重度心身障害者医療費の窓口払いの廃止について

1. 実施概要

従来、医療機関等にかかった場合は窓口で保険診療の一部負担金（総医療費の1割又は3割）を支払い、支給申請書を提出することで、後日、助成金を受給者に振り込んでいた支給方法を、診療報酬明細書に定められた公費負担番号を記入していただき、医療機関窓口での支払いを廃止する支給方法に改めるものです。

2. 実施時期

平成24年4月1日診療分より実施します。

平成24年3月31日以前の診療分は、従来どおり支給申請書による償還払いとします。

3. 対象医療機関

市内・比企地区の協定医療機関等（医科、歯科、保険調剤薬局、指定訪問看護事業者）の健康保険適用分とします。

柔道整復（整骨・接骨）・鍼灸の診療分は、従来どおり償還払いとなります。

4. 支給対象

入院・通院とも健康保険適用分

（※満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まではこども医療となります）

食事助成（入院時食事療養標準負担額）：なし

所得制限・自己負担金：なし

5. 申請方法

市内・比企地区の協定医療機関については、診療報酬明細書に公費負担番号と受給者番号を記入していただきます。

平成24年3月31日以前の診療分と受給資格証未達分については従来どおり支給申請書に領収書を添付し申請します。

6. 支給方法

埼玉県社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会に審査支払業務を委託しますので、各審査支払機関より医療機関への振込みとなります。

7. 支払い限度額

一医療機関（総合病院は一診療科目）の入・通院別で21,000円未満とします。

21,000円以上の場合は、従来どおり支給申請書による償還払いとなります。

当初、現物給付で診療を開始し、同月の半ばで21,000円以上となった場合、該当する診療科日の当月分はすべて償還払いとなります。

診療月において、限度額21,000円を超えそうな受給者については、前もって現物給付ではなく、償還払いになることを伝えるなど、市民からのご相談に応じていただきますようお願いいたします。

※なお優の院外処方箋分については、償還払いでお願いします。

8.受給者証

平成24年4月1日より使用する新受給資格証は、3月中に作成し、受給者あてに郵送します。大きさは同じですが、色については黄色になり、新しい受給資格証には公費負担番号が表示されます。

平成24年4月1日診療分より健康保険証と併せて、新しい受給資格証を提示させ確認してください。受給資格証を忘れた場合、間違えて旧受給資格証を持参した場合は、現物給付扱いはできませんので、従来どおり支給申請書による償還払いとなります。

9.公費負担番号

埼玉県で指定された公費番号です。

公費負担番号：82.11.012.3

10.受給資格証番号

支給方法の変更に伴い、振り直されています。

番号は、7桁に統一します。

11.他公費の優先

重度心身障害者医療費支給事業だけでなく、他の公費負担制度にも該当する場合があります。重度心身障害者医療費支給事業は、他の公費負担制度が優先する制度です。他の公費に自己負担額がある場合は、その自己負担分が市の現物給付の対象になります。

12.一部負担金の支払

該当月分の一部負担金は、埼玉県社会保険診療報酬支払基金または埼玉県国民健康保険団体連合会より翌々月に支払われます。

(問い合わせ先)

東松山市役所福祉課

TEL 0493-21-1452

FAX 0493-24-6066